

公益財団法人板橋区体育協会 加盟団体代表委員会規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は公益財団法人板橋区体育協会（以下「本会」という。）定款（案）第15条に基づいて設置された加盟団体代表委員会（以下「代表委員会」という。）に関することを定める。

第2章 加盟団体代表委員

(構成)

第2条 加盟団体代表委員（以下「代表委員」という。）は70名以内とする。

- 2 代表委員は、本会の加盟団体から各2名選出する。
- 3 前項のほか必要に応じ、会長の推薦により学識経験者の中から代表委員を選出することができる。
- 4 前項の代表委員の数は、第1項の代表委員の総数の4分の1を超えてはならない。

(職務)

第3条 代表委員は、代表委員会を構成するとともに、本会事業の遂行にあたり理事会と協力し堅実かつ円滑な運営に努めるものとする。

- 2 代表委員は、本会定款（案）第39条に定める専門部会に所属する。

(任期)

第4条 代表委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠による代表委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 代表委員は、その任期満了後でも、後任者が就任するまでなおその職務を行う。
- 4 代表委員は、代表委員としてふさわしくない行為があった場合、又は特別の事由がある場合には、その任期中においても理事会の決議によりこれを解任することができる。

第3章 代表委員会

(審議事項)

第5条 本会理事会は、次に掲げる事項について必要に応じて代表委員会の意見を聴かなければならない。

- (1) 事業計画及び収支予算に関すること
- (2) 事業報告及び収支決算に関すること
- (3) その他本会の業務に関する重要事項で会長が必要と認めた事項

2 代表委員会は、評議員、理事、監事候補者の推薦にあたり、理事会の求めに応じ、必要な提言を行うことができる。

(招集・議長)

第6条 代表委員会は毎年2回会長が招集する。ただし、会長が必要と認めた場合はこれを招集することができる。

2 代表委員会の議長は会長とする。

(定足数)

第7条 代表委員会は、代表委員現在数3分の2以上出席をもって成立する。ただし、当該議事について書面をもってあらかじめ意見を表したものは出席者とみなす。

第4章 事務局

(事務局)

第8条 代表委員会の事務は、本会事務局において処理する。

第5章 補則

(規程の変更)

第9条 この規程は、理事会の決議によって変更することができる。

附則

1 この規程は、本会定款(案)附則1に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。